

## 保護受託者による要保護児童のアフターケア

### —1950～70年代「職親」に期待された役割と制約—

○ 芝浦工業大学 田中 友佳子 (009614)

キーワード：保護受託者制度 職親 アフターケア

#### 1. 研究目的

本報告で焦点を当てるのは、要保護児童のアフターケアを目的とした保護受託者制度である。保護受託者制度は、児童福祉施設や里親に委託された中卒児童の就職難打開や、里親制度を悪用した児童労働防止のために創設された(三吉 1963:22、長谷川 2007:97-102、貴田 2019:85-89)。1951(昭和26)年、「児童福祉法」第五次改正時に定められ、保護受託者は「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童で学校教育法に定める義務教育を修了したものを自己の家庭に預り、又は自己のもとに通わせて、保護し、その性能に応じ、独立自活に必要な指導をすることを希望する者であつて、都道府県知事が適当と認めるもの」と規定された。「仕事を教えながら親代わりに親身に指導してくれる人」といった意味合いから、通称「職親」と呼ばれた。

保護受託者登録数は創設当初は増加し、1960年代半ばに2,600人を超えたが、その後は減少し、1980年代には500人を下回った。また、委託児童数は1950年代半ばに230人を超えてピークに達した。その後1970年代は20～40人で推移し、1980年代半ば以降は10人を超えることなく、40年ほど低迷した末に2004(平成16)年に廃止された。本報告では、こうした保護受託者登録数・委託児童数の推移に着目して時期区分を行う。そして1960年代以降、保護受託者制度が衰退した理由について考察し、職親が「親」として期待された役割と、「親」ゆえに課された制約を明らかにすることを目的とする。

#### 2. 研究の視点および方法

保護受託者制度に触れた先行研究は、管見の限り先述した三吉(1963)、長谷川(2007)、貴田(2019)に限られ、主に制度の創設経緯を明らかにしている。その後の変遷が着目されることはなく、保護受託者制度は役割を果たさなかったと評価されてきた。これに対し本研究は、保護受託者登録数と委託児童数の推移を整理し、保護受託者を取り巻く状況の変化とその実態について考察する。主な史料として、厚生省が1962(昭和37)年にまとめた『里親及び委託児童調査・保護受託者及び委託児童調査結果報告』に加え、新聞や雑誌記事、厚生省刊行のケースワーク事例集を用いることにより、保護受託者の職業指導の実際をできる限り明らかにしたい。

#### 3. 倫理的配慮

本報告は一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針に基づく。本報告で用いた史資料には、寄る辺の無い子どもや障がい児者等に対する偏見や差別的表現が含まれている。歴史的用語として注意深く用い、偏見や差別の助長を意図するものではない。

#### 4. 研究結果

保護受託者制度が始まり、保護受託者登録数と委託児童数ともに増加した1950年代は、保護受託者登録の呼びかけが最も活発で、就職難に一定の役割を果たしたといえる。保護受託者は直接子どもに指導することを期待されたため、多くが小規模企業を営んでいた。最も多い職種は製造業や建設業などの第二次産業、次にサービス業や商業などの第三次産業、最後に農林漁業など第一次産業であった。1960年代に入ると日本の産業形態は第一次産業から第二、第三次産業へと転換していき、委託児童としては就職に有利で、保護受託者にとっては人手不足の深刻な商業・製造業が多かったと考えられる。具体的に、プレス加工業、製菓業、大工業、理美容業、染色業などが史料から確認できる。

しかし、高度経済成長期を迎えた1950年代末から1960年代半ば、就職難から求人難へと状況が一変する。就職口が増えたことで、一般児童に比して厳しいとはいえ、要保護児童が以前に比べて就職先を希望、選択できるようになった。賃金や福利厚生、あるいは技術習得や資格取得支援で劣る小規模企業の保護受託者は、要保護児童側から敬遠されるようになる。また、製品を作るまでに時間を要したり機械を壊すなど職業指導には経済的負担が大きかったが、措置費は支払われず、わずかな委託手当しか受けられなかった。

#### 5. 考察

保護受託者の役割として期待されたのは、要保護児童を児童労働から遠ざけ、共に生活し、職業指導を行うことであった。子どもに直接指導して技術を身に付けさせ、同居する場合には「親のような愛情」を持って「家庭的雰囲気」の中で生活させるべきとされた。このように親代わりとなり委託児童を保護し、個人的に指導するという条件から、保護受託者の多くは小規模企業者であった。1960年代に入ると、小規模企業は大企業や中小企業に比べて賃金や福利厚生、資格取得で不利とされ、保護受託者への期待は急激に低下していく。また、里親と同じく保護受託者も篤志家であることが求められたが、これは「親」であれば経済的負担は当然という考えによると考えられる。保護受託者は通称「職親」と呼ばれたが、「親」であるがゆえのこうした制約や負担が、職親制度を衰退させたといえる。

#### 引用文献

- 貴田美鈴（2019）『里親制度の指摘展開と課題—社会的養護における位置づけと養育実態』勁草書房
- 三吉明（1963）『里親制度の研究』日本児童福祉協会
- 長谷川洋昭（2007）「要保護児童施策における「自立」キーワードの嚆矢—保護受託者制度—」『城西国際大学紀要 福祉総合学部』城西国際大学編、Vol.15(3)、pp.97-108
- 厚生省児童局（1962）『里親及び委託児童調査・保護受託者及び委託児童調査結果報告』（寺脇隆夫編（2016）『資料集戦後日本の社会福祉制度』相書房、p.146 所収）

※本報告は、JSPS 科研費 20K13761 と芝浦工業大学 2020 年度着任時研究助成の援助を受けたものである。